

## 目標

我々、いわき経済同友会会員は、企業経営者の異業種交流活動を通して、三つの目的を達成し、仲間の連帯を深め、地域経済の発展と活性化をはかり、夢と希望に満ちあふれた地域社会づくりをめざします。

# SEA IWAKI

3月号／2019年3月1日発行

## 三つの目的

- 一つ 元気な会社をつくろう
- 二つ 元気な人財をつくろう
- 三つ 元気な経済圏をつくろう

2月18日（月）  
18:00～

## 2月公開例会

会場  
いわき建設会館

演題 「海外からの介護人材の受け入れについて」  
講師 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室室長補佐 高相 泰忠 様

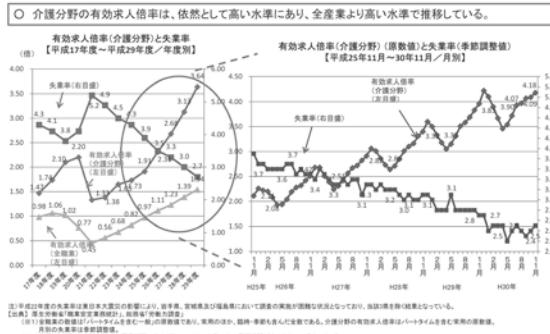


### 講演会内容 「海外からの介護人材の受け入れについて」

講師 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室室長補佐 高相 泰忠 様

#### 1. 介護人材確保の現状

介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向  
～有効求人倍率と失業率の動向～



#### 地域ごとの状況（都道府県別有効求人倍率（平成30年11月）と地域別の高齢化の状況）

介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況なども異なる。（東京・大阪等の大都市の方が倍率は高い）

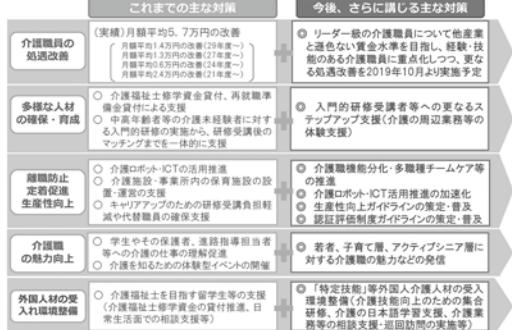
#### ◆誕生日プレゼント サイネリアが贈られました



左から安島代表幹事、四ツ倉隆裕さん（2月9日）

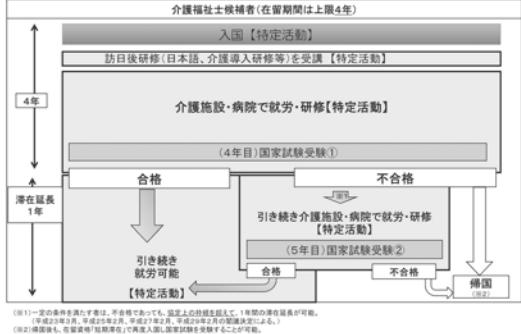
## 2. 今後の方向性

### 総合的な介護人材確保対策（主な取組）



## 3. 介護分野における外国人の受け入れ

### 経済連携協定に基づく受け入れの枠組（介護：入国以降）



出入国管理及び難民認定法、及び 法務省設置法 の一部を改正する法律の概要について

### 新たな外国人受け入れのための在留資格の創設

| 1 在留資格「特定技能1号」・「特定技能2号」の創設   |
|--|
| (1) 特定技能1号 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野における技術・能力を有する外国人の受け入れを許す<br>(2) 特定技能2号 同分野に属する就業した技能を確保するための所要の標準に適合することを求める  |
| 2 受入れのプロセスに関する規定の整備  |
| (1) 入入機関に関する規定の整備<br>① 分野別的な方針を明らかにするための「基本方針」(原則)の制定<br>② 受入れ窓口との連絡を明確にするための「分野別運営方針」に関する規定<br>③ 具体的な分野名で法務省令で定めたための規定<br>④ 入出居在留管理制度による監視と監査等を更に強化するための規定<br>⑤ 受入れの在留期間が必要となる場合の規定 |
| 3 在留外国人に関する規定の整備   |
| (1) 入出居在留期間に付随する規定の整備<br>① 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による在留管理制度による監視と監査<br>② 入出居在留期間に付随する規制の整備<br>③ 出居在留管理制度による監視と監査等に対する改善命令規定  |
| 4 留出・指導・助教、報酬等に関する規定の整備  |
| (1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による在留管理制度による監視と監査<br>① 入出居在留期間に付随する規制の整備<br>② 計算方法による在留管理制度による監視と監査等に対する改善命令規定  |
| 5 登録支援機関に関する規定の整備  |
| (1) 入出居在留期間に付随する規制の整備<br>① 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による在留管理制度による監視と監査<br>② 計算方法による在留管理制度による監視と監査等に対する改善命令規定  |
| 6 留出・指導・助教、報酬等に関する規定の整備  |
| (1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による在留管理制度による監視と監査<br>① 入出居在留期間に付隨する規制の整備<br>② 計算方法による在留管理制度による監視と監査等に対する改善命令規定  |
| 7 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対する在留資格付与に関する規定の整備  |
| 8 その他関連する手続・罰則等の整備   |

(注) 特定技能1号外国人、特定技能1号の在留資格を持つ外国人、特定技能2号外国人、特定技能2号の在留資格を持つ外国人、特定技能外国人、これらの在留外国人

### 分野別運用方針の概要（介護分野抜粋）

| 分野        | 介護  |
|-----------|---|
| 1 人手不足状況  | 受入れ見込数 (5年間の最大値)<br>60,000人   |
| 2 人材基準    | 技能試験<br>介護技能評価試験（仮）<br>【新設】等<br>日本語試験<br>日本語能力判定テスト（仮）等<br>（上記に加えて）<br>介護日本語評価試験（仮）等  |
| 3 その他重要事項 | 従事する業務<br>・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつ介助等）の介助等、これらに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）<br>（注）訪問介護サービスは対象外<br>〔1試験区分〕<br>雇用形態<br>直接<br>受入れ機関に対して特に課す条件<br>・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと<br>・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと<br>・事業所単位での受け入れ人数枠の設定 |

(注) 2019年4月1日から制度の運用を開始予定

## いわき経済同友会 SEA 30年度 2月公開例



## いわき経済同友会 SEA 年度 2月公開例会



### 新たな技能実習制度における申請等件数

| 1 監理団体許可（平成30年12月末現在）   |   |                    |
|---|---|--------------------|
| 申請件数  | 許可件数  |                    |
| 2,573件（うち介護職種535件）  | 2,422件（うち介護職種476件）  |                    |
| うち一般監理事業（平成30年1月64件）  | うち一般監理事業（平成30年1月64件）  |                    |
| うち特定監理事業（平成30年1月3,588件）   | うち特定監理事業（平成30年1月2,64件）  |                    |
| （※1）一般監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能な事業区分であり、許可の有効期限は原則5年（但し、監理事業の場合は3年）である。 | （※1）一般監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能な事業区分であり、許可の有効期限は原則5年（但し、監理事業の場合は3年）である。 |                    |
| （※2）特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能な事業区分であり、許可の有効期限は3年以内（但し、監理事業の場合は1年）である。 | （※2）特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能な事業区分であり、許可の有効期限は3年以内（但し、監理事業の場合は1年）である。 |                    |
| 2 技能実習計画認定（平成30年12月末現在）   |   |                    |
| 区分  | 申請件数  | 認定件数               |
| 企業単独型（※3）   | 11,983件（うち介護職種41件）  | 11,381件（うち介護5件）    |
| 団体監理型（※4）   | 398,596件（うち介護1,475件）  | 371,850件（うち介護941件） |
| 計   | 410,579件（うち介護1,516件）  | 383,240件（うち介護946件） |

(※3) 企業単独型とは、日本の企業等が海外の法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する様式。

(※4) 団体監理型とは、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する様式。

# 2月グループ会報告

## 第1グループ会

■日 時 2月7日(木曜日)・2月26日(火曜日)  
 ■場 所 タローズカフェ・常磐共同ガス㈱3階会議室

### 新年グループ会

開催は2月になりましたが、新年を迎えたな気持ちと目標に向かって新産業育成促進研究会との合同開催で会員同士の意見交換をし、和やかに懇親を深めました。タローフームとシェフの様々な工夫で美味しい料理を楽しみました。

### 2月グループ会

**社会福祉法人ハートフルなこそ 理事長 佐久間一枝様**  
 人材確保が難しい中、様々な工夫を凝らし人材を維持し、企業は人なりの経営理念中心に人材を活かし利用者に寄り添った経営を実践されております。  
 今後、私たちが必ず考えなければならない老後について、アドバイスを頂きました。

## 第2グループ会

■日 時 2月20日(水曜日)  
 ■場 所 建設会館4階

### テーマ：本年度活動総括と次年度計画について

本年度三つのテーマ 1.スポーツ産業

2.観光交流人口増加とDMO 3.インダストリー 4.0  
 上記についてG長から総括

各自振り返り、反省と要望を3分間スピーチ

次年度について、波多野次年度グループ長から報告

\*詳細は別紙添付資料にて

今回は予定が重なった人も多く、参加人数が少なかつたが、会いも変わらず白熱したトークを展開。1次会、2次会でも大変有意義な議論が続いた。

会に参加し、発言し、議論し、何かしらを持ち帰る。このことが最重要と位置づけた、今年度グループ会を開

催できたことは、意義があった。  
 この流れを次年度にも引き継ぎたい。

## 第4グループ会

■日 時 2月23日(土曜日)  
 ■場 所 福島県いわき市内

### 内容：いわき市内移動グループ会

- 平にある、子鍬倉神社（通称・懸社）の創建は、平安時代大同元年・西暦806年と伝えられる。子鍬倉神社の社名は日本全国ただ一社のみの社名で、子は桑で衣、農作業の鍬は食、倉は住の守り神。
- 三島八幡神社は、南北朝時代1412年に鶴岡八幡宮から現在の南白土の地に勧請したのが始まり。また、享保9年（1724年）には内藤政樹公より御神鏡が奉納されるなど城主たちの信仰が篤かった。
- 如来寺は1322年、浄土宗名越派の寺院として開山しています、専称寺が開かれるまでは壇林が置かれ浄土宗名越派の中心的な寺院として多くの人材を輩出した名刹でした。
- かまぼこ工房は夕月の蒲鉾工場で、体験教室などがありますが今回は各自お土産に蒲鉾を購入しました。
- 勿来町にある「かに船」で、あんこう鍋と力二せいろ膳を頂きました。
- 伊勢両宮神社の創建は文禄年間（1593～1596）、窪田山城守家盛の叔父・道通が松山寺住職と協力して、伊勢国度会より勧請したとされる神社。境内には福島県唯一の、外宮、内宮が揃う神社。
- 國魂神社は勿来町に鎮座する神社。大同元年（806年）、菊田国造が出雲大社より勧請し代々祭祀を掌ると伝えられている。保元2年（1157年）、時の領主・国井政弘が鎮国のため常陸国から春日の御神体を勧請、合祀し氏神として尊崇されています。
- 田人町の満照寺は別名「黒田不動堂」と呼ばれる建造物で国の重要文化財に指定されている。お堂の中には、弘法大師作と伝えられる不動明王坐像とせいたかの両童子が祀っています。

## FMいわき「いわき経済同友会だより」

### 【4月予定放送】

- 4月1日 代表幹事 安島 浩 様
- 4月8日 第1グループ会 佐久間一枝 様
- 4月15日 第2グループ会 波多野和茂 様

◇毎週月曜日17時45分からです。（約5分間）

- 4月22日 第3グループ会 山野辺浩良 様
- 4月29日 第4グループ会 吉田 嘉徳 様

※インターネットでも、FMいわきがお聴きできますので、17時45分になったら、下記のところをクリックして下さい。  
<http://www.simulradio.jp/>

## いわき経済同友会 ご入会のお薦め

## いわき市内の企業経営者ならどなたでも入会できます

●会の趣旨に賛同される方は会員の推薦と所定の手続きによりどなたでも参加できます。  
 お問い合わせは下記へどうぞ。ご入会を心からお待ちしております。

事務局 〒970-8026 いわき市平字童子町4番地-18 いわき建設会館4F  
 TEL 0246-23-1200 FAX 0246-23-1211  
<http://www.seaiwaki.jp>  
 E-mail:doyukai@triton.ocn.ne.jp

発行 いわき経済同友会 安島 浩代表幹事  
 編集 情報委員会 委員長 坂本和久  
 副委員長／常葉修一・波多野和茂・松尾幸治  
 四ツ倉隆裕・山中莊士郎